

紀の川橋本 SUMMERBALL2025 出展規則

1. 目的

この規則は、紀の川橋本 SUMMERBALL2025 の趣旨に基づき、実行委員会が行うイベントへ出展するための出展規則を定める。

2. 開催趣旨

この夏祭りが末永く後の世代に受け継がれていく素晴らしい祭りとなることを目的とする。

3. 出展場所

南馬場緑地グラウンド（橋本市南馬場 1158-29）

4. 出展日時

搬入：令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時～午後 7 時までに退出すること。

令和 7 年 8 月 2 日（土）午前 11 時～午後 3 時までに退出すること。

販売：令和 7 年 8 月 2 日（土）午後 4 時 30 分～午後 9 時まで

※順延時：令和 7 年 8 月 3 日（日）

5. 出展募集区画

124 区画（テント：100 区画、キッチンカー：24 区画）とします。

出展上限数はテント 2 区画、キッチンカー 1 区画とし、併用は不可です。

なお出展場所については、出展者説明会において決定します。

6. 出展区画面積

テント 1 区画につき、（間口）5.4m×（奥行）3.6mとします。

キッチンカーについては、1 区画を最大（間口）6m×（奥行）2mとし、車両サイズに応じて決定します。

7. 使用可能電力量

電力：各テントの使用上限は、合計 2,500Wまでとする。

（ただし、1 台で 1,300Wを超える機材は使用禁止とする。）

各キッチンカーの使用上限は、1 台で 1,500Wまでとする。（100V）

※電力供給に障害が生じた場合の損失補償等はしません。

8. 出展金額

テント、キッチンカー 1 区画につき、30,000 円とします。

※1 区画に付随するもの 机 2 台（縦 90 c m×横 180 c m）、椅子 4 脚

※有償で追加可（机 1,000 円/1 台、椅子 200 円/1 脚）

開催が中止となった場合、出展料の返還及び商品等の損害賠償はいたしません。

ただし、令和 7 年 7 月 24 日（木）までにイベント開催が中止になった場合は、納付された出展料は全額返還いたします。

9. 販売費目等

飲食物販売、物品販売、企業・団体の事業 P R とします。

10. 出展申込申請

出展希望者は、実行委員会が定める期日までに、フォームで申請するものとする。また、申請内容が変更された場合は速やかに実行委員会に連絡を行い、再申請すること。

申請期間：令和7年5月26日（月）～6月16日（月）

※申請の際に提供いただいた個人情報については、実行委員会において、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し適切に管理します。

（個人情報、応募者の方との連絡等のために利用させていただく他、サマーボールに関するサービスを提供するために必要な範囲内で利用します。）

11. 出展基本条件

- ①橋本市内の事業者または橋本市内で活動している団体（事業者を除く）であること。
- ②実行委員会が適格と認める事業者または団体であること。
- ③申込者と実際の出展者が異なる「名義貸し行為」をしないこと。
- ④翌日清掃作業に必ず1名以上参加すること。
- ⑤出展許可者は、次の事項を満たさなければならない。
 - ア.生産物賠償責任保険（PL保険）をかけていること。
（出展者説明会までに、PL保険の申込書の控えをフォームで提出すること。）
 - イ.関係法令に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
 - ウ.広報PR活動のため、HP等に掲載する写真について許諾すること。
 - エ.火気（ホットプレート等の電気器具を含む）を使用する場合は、1店舗に1本の消火器（ABC式）を備え付けること。

12. 出展者の審査及び設定

実行委員会は、第10項により出展申込申請を行った者の中から、出展者として適当であると認められた者に対して出展許可するものとし、可否および出展料については、後日、メールで通知する。

出展者の審査基準、出展可否の詳細については公表しないものとする。

実行委員会は、運営管理上必要があるときには、出展許可に条件を付することができる。

13. 保健所への報告

実行委員会は、飲食物を販売する販売等を許可した場合は、保健所に必要な計画書や申請書等を提出する必要があるため、飲食物販売出展許可者は食品営業類似行為に関する書類を後日、提出すること。また、出展者は、保健所の指導（出展者説明会）に従い、衛生管理に万全を期するものとする。

14. 出展料の納付、キャンセル料

出展料は出展許可後、実行委員会が指定した銀行へ、期日までに納付するものとする。

出展をキャンセルする場合は、**出展者説明会**までに実行委員会に連絡すること。

※期日以降のキャンセルは、出展料の返還は行いませんのでご注意ください。

15. 出展者の管理責任

販売品目及び備品の管理については、出展者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

16. 禁止事項

出展者は、次にあげる行為をしてはならない。

- ①出展の権利を第三者に譲渡(名義貸し)、転貸又は販売等の管理運営を委託すること。
- ②指定された場所以外での立売りや火気を使用すること。
- ③危険物を販売、又は持ち込むこと。
- ④出展申請して許可された品目以外の商品を販売すること。
- ⑤販売時間外に販売すること。
- ⑥拡声器、音響機器類を使用すること。
- ⑦政治活動、宗教活動、それに類する勧誘活動をする事。
- ⑧満 20 歳未満の者へ酒類を販売すること。
- ⑨その他、開催に支障があるような行為をすること。

17. 遵守事項

出展者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 令和 7 年 6 月 27 日(金)開催の出展者説明会に参加すること。
同説明会に出席できない場合は、実行委員会に区画等の権限を一任すること。
- ②販売品等の搬入、搬出は、運営に支障ないように、実行委員会の指示に従い必ず定められた時間内で行うこと。(安全上の理由から小学生以下の方々の立入は禁止します)
- ③出展場所の清掃は、各出展者が責任をもって行い、その日に排出したゴミ・廃棄物は各自持ち帰り処分し、環境美化に努めること。また、会場内に不法投棄した場合は、改修等の費用を全額負担しなければならない。
ただし、実行委員会でゴミ処理を希望する場合は、下記の料金にて処分することができる。
1 区画：3,000 円 2 区画：5,000 円
- ④お客様の苦情対応等については、出展者で対応すること。
- ⑤出展場所での喫煙、飲酒は厳禁。
- ⑥実行委員会の指示に従い本規則や橋本市暴力団排除条例に反する行為を行わないこと。
- ⑦天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のため、避難及び撤去指示を出した場合には、その指示に従うこと。
- ⑧その他実行委員会の指示に従うこと。

18. 損害賠償

- ①出展者は、購入者に損害や被害を与えた場合、または搬入・搬出、及び販売中に起因する事故・けがなどが発生した場合、全責任を負うものとし、実行委員会は一切の責任を負いません。

19. 出展許可の取り消し

実行委員会は、出展者が次の各号のいずれかに該当した時は、出展許可を取り消すことができる。

- ①関係法令及びこの規則に違反したとき。
- ②その他実行委員会が不適当と認めたとき。なお、この場合において出展者は実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

20.開催中止

- ①雨天、自然災害等の場合は開催を中止します。開催中止、延期の際はサマーボールホームページ等で発表しますので各自ご確認ください。
- ② 開催判断は天候等を考慮し、令和7年8月2日(土)午前7時に判断します。また、実施判断した場合でもその後、天候等により警報が発出した時点で開催を中止する場合があります。

21.この規則に定めるもののほか、紀の川橋本 SUMMERBALL 開催に関し必要な事項は実行委員会が別に定める。